

令和 7 年 3 月 財務省関税局

日タイ経済連携協定に基づく原産地証明書データ交換
におけるパイロット運用に係る実施要領

日タイ経済連携協定（以下「日タイ E P A」）に基づき、日本への輸入において、これまでの紙の原産地証明書の提出に代えて、原産地証明書のデータ（電子原産地証明書：e-C O（イーシーオー））を提出することにより E P A 税率の適用を求める原産地証明書のデータ交換のパイロット運用を以下のとおり実施しますのでお知らせいたします。

記

1 パイロット運用の目的

本パイロット運用においては、実際にタイ発給機関で発給された e-C O を利用して以下のことを確認します。

- (1) タイ発給機関が発給する e-C O が輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「N A C C S」）において正しく受信できること
- (2) N A C C S が受信した e-C O が、N A C C S の利用者（輸入者、通関業者、税関）により適切に利用できること

2 パイロット運用の期間：令和 7 年 3 月 31 日（月）から 6 月 1 日（日）まで

3 月 31 日（月）からタイ発給機関において e-C O の発給申請の受付を開始します。

パイロット運用において上記 1 (1) 及び(2)の事項を安定的に実施できた場合、当該期間の終了後、本格運用に移行する予定です。

3 パイロット運用への参加

(1) 輸入者、通関業者

日タイ E P A に基づき、E P A 税率を適用しようとする輸入貨物の通関手続を N A C C S で行う輸入者又は通関業者の方であって、当該 E P A 税率の適用にあたり e-C O の利用を希望する方が参加いただけます。事前の申込等は必要ありません。

e-COの利用にあたっては、輸入者の貿易取引相手であるタイの輸出者からタイ発給機関に対し e-COの発給手続を依頼していただく必要があります。

※1 税関官署の窓口を設置されている窓口電子申告端末からNACCSを利用して行う輸入申告やNACCSを利用しないマニュアル申告では、e-COは利用できませんのでご注意ください。

(2) タイ発給機関

e-COの発給は、タイ商務省で行います。

4 パイロット運用期間中の e-COの取扱い

(1) e-COの発給

タイ発給機関は、令和7年3月31日から日本向け e-COの発給申請の受付を開始します。e-COの利用を希望される場合、輸入者等において貿易取引相手であるタイの輸出者に e-COの発給手続を依頼してください。

また、パイロット運用期間中は輸入申告（予備申告を行う場合には予備申告。以下同じ。）の際に e-COに加えて発給された e-COの控え（輸出者がタイ発給機関のシステムからPDFファイルでダウンロードすることができます。以下「e-CO控え」）を提出いただくことになりますので、輸入申告前に e-CO控えを輸出者から入手してください。

※2 タイ発給機関は、輸出者の申請に応じて e-CO又は従来の紙の原産地証明書のいずれかを発給します。

※3 NACCSで e-COを利用するために必要な自社システムの準備が整っていない場合、窓口電子申告端末を利用した輸入申告又はマニュアル申告を行う場合は、e-COを利用することができないため、タイの輸出者に対して従来の紙の原産地証明書の発給手続を依頼する必要がある点にご留意ください。

(2) e-COの確認

タイ発給機関が発給した e-COはNACCSに直接送信されます。輸入者等において、NACCSが受信した e-COを輸入申告に使用する際には、事前に以下の要領で内容を確認してください。

① NACCSの原産地証明書情報内容照会（IOV）業務を利用して、e-COの内容を確認してください。この業務により、e-COの内容を確認する際には、輸出者から入手した e-CO控えに記載されている原産地

証明書番号 (Reference No.) 及び 1 品目目のインボイス番号 (Invoice number) が必要です。I O V 業務入力画面の「C / O 番号」欄には原産地証明書番号を、「e C / O キー」欄には 1 品目目のインボイス番号を入力してください。

※4 N A C C S での e-C O の具体的な利用方法は下記 5 の N A C C S 掲示板を参照いただくか、6 の N A C C S センター e-C O 担当にお問い合わせください。

※5 I O V 業務で確認できる e-C O の情報は帳票形式で出力することもできます。

- ② e-C O の内容の確認にあたっては、原産地証明書への記載が必要とされている事項が確認できることのほか、通関関係書類と照らし合わせる等を行い、輸入しようとする貨物との同一性及び当該貨物の原産性についても確認してください。e-C O に申告貨物との同一性又は原産性に関する不備がある場合の取扱いについては、従来の原産地証明書と同様に「不備のある経済連携協定 (E P A) 原産地証明書等の取扱い」をご参照ください。

https://www.customs.go.jp/roo/procedure/fubi_epa.pdf

なお、N A C C S が受信した e-C O には発給機関の署名や印影は付されません。

- ③ e-C O の内容にシステムエラーと考えられる事象 (データ項目の脱落、e-C O と e-C O 控えの情報の相違等) を確認した場合には、N A C C S センター e-C O 担当へお問い合わせください。なお、e-C O にシステムエラーと考えられる不備がある場合であっても、e-C O 控えにより必要な情報が確認できる場合には、当該 e-C O は有効なものと扱います。

- ④ e-C O が発給されたにも関わらず、上記①の方法によって e-C O の情報を N A C C S で確認できない場合には、以下のような原因が考えられますので、必要に応じて輸出者又は N A C C S センター e-C O 担当へお問い合わせください。

- ・ N A C C S に入力した原産地証明書番号又はインボイス番号に誤りがある
- ・ 発給機関による必要項目のシステムへの入力漏れ・誤りにより e-C O が N A C C S で受信できない

- ・ システム障害の発生により e-CO が NACCS で受信できない

※6 NACCS で e-CO を利用するためには、e-CO に登録された原産地証明書番号又はインボイス番号と全く同じものを入力する必要があります。

※7 日本側が運営するシステムの運転状況については以下の URL からご確認いただけます。タイ側のシステムの運転状況については、NACCS センター e-CO 担当、輸出者又は発給機関にご確認ください。

日本側が運営するシステムの運営状況に関するお知らせページ

<https://info.eco-gw.com/>

(3) 輸入申告における e-CO の具体的な提出方法

日タイ EPA に基づく EPA 税率を適用しようとする貨物の輸入申告の際には、e-CO を提出するとともに、輸出者から入手した e-CO 控えも併せて提出するよう、ご協力をお願いいたします。税関において当該 e-CO を e-CO 控えと対査し、必要な確認を行います。

e-CO の提出は、輸入申告事項登録 (IDA) 業務において輸入承認証等欄に以下の①又は②のいずれかを入力することにより行います。

- ① e-CO の 1 品目目のインボイス番号 (eC/O キー) 及び原産地証明書番号 (C/O 番号) を入力する場合

輸入承認証等識別欄	輸入承認証番号等欄
GENS	1 品目目のインボイス番号 (eC/O キー)
GENS	原産地証明書番号 (C/O 番号)

- ・ 輸入承認証番号等欄を 2 欄使用し、e-CO の 1 品目目のインボイス番号 (eC/O キー)、原産地証明書番号 (C/O 番号) の順に連続して入力してください。

- ② e-CO について NACCS が払い出した N-C/O 番号を入力する場合

輸入承認証等識別欄	輸入承認証番号等欄
GENN	N-C/O 番号

- ・ N-C/O 番号は、IOV 業務で確認することができます。
- ・ 原則、N-C/O 番号を使用するか否かは自由ですが、①の e-CO の 1 品目目のインボイス番号 (eC/O キー) 又は原産地証明

書番号（C／O番号）が20桁を超える場合等は、N-C／O番号を入力する必要があります。

なお、e-CO控えの提出は、従来の原産地証明書の提出方法（NACCSの申告添付登録（MSX）業務を含む。）と同様に行ってください。

※8 IDA業務で入力した eC／Oキー及びC／O番号の組合せ又はN-C／O番号に該当する e-COの情報がNACCSに登録されていない場合には、エラーとなりIDA業務を行うことができません。

※9 蔵入承認申請、移入承認申請又は総保入承認申請における e-COの提出も同様の方法により行ってください。

※10 e-COの貨物を分割して輸入する場合には、NACCSの原産地内取内容仮登録（OAC）業務を使用してシステム上で原産地証明書の内取を行うことができます。NACCSでの e-CO関連業務の具体的な利用方法については、下記5のNACCS掲示板を参照いただくか、下記6のNACCSセンターe-CO担当にお問い合わせください。

※11 原産地証明書識別コードについては、e-COを使用する場合も通常の前産地証明書を使用する場合と同じ「THT4」（日タイEPA・第三者証明制度）を入力してください。

※12 輸入申告において eC／Oキー及びC／O番号又はN-C／O番号の入力漏れ、入力誤り等があった場合には、速やかに申告先税関にご相談ください。

※13 e-COのデータ項目が脱落している場合、又はe-COとe-CO控えの情報に相違がある場合等であっても、e-CO控えの内容や「不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い」により、e-COの有効性が確認できる場合は、EPA税率の適用が認められますが、関係当局間で、当該データ項目の脱落等の原因について必要な調査を行います。

※14 輸入申告の際に提出された e-COについては、関税法第94条第1項ただし書の規定により、輸入者の保存義務は課されません。

※15 パイロット運用期間中も含め、e-COを利用して輸入された貨物について、税関は、必要に応じて、EPAに基づく原産品であるか否かの確認（事後確認）を行います。

5 参考情報

原産地証明書のデータ交換について（税関HP/原産地規則ポータル）

<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/news.html>

輸入申告に係る原産地証明書のデータ交換 関係資料（NACCS 掲示板）

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/etcdoc/eco/index.html>

6 お問い合わせ先

(1) NACCS での e-CO 関連業務の利用方法に関するお問い合わせ

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCS センター）

システム運用部 運用企画課 e-CO 担当 （メールのみ）

メールアドレス：e-co@naccs.jp

(2) 原産地規則・関連する税関手続に関するお問い合わせ

各税関の原産地調査官

<https://www.customs.go.jp/question2.htm#c>

※16 日本からの輸出に関する e-CO の利用については、発給システムに関するご質問は日本商工会議所へ、その他の運用に関するご質問は経済産業省へお問い合わせください。

（経済産業省ニュースリリース）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/JTEPA_eCO.html

以上